

## ○地方独立行政法人法等

- ・ 地方独立行政法人法（抄）
- ・ 静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例
- ・ 静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則
- ・ 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務の実績等に関する評価に係る基本方針
- ・ 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の年度評価に係る実施要領

## 地方独立行政法人法（抄）

### （中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### （中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

- 2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度におけ

る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。  
(評価の結果の取扱い等)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例

平成26年10月14日

条例第119号

改正 平成27年12月15日条例第117号

平成30年3月20日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会（以下「委員会」という。）が処理すべき事項並びに委員会の組織及び委員その他必要な事項を定めるものとする。

(委員会が処理すべき事項)

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第26条第1項の規定による中期計画の認可に関し意見を述べること。
- (2) 法第28条第1項各号に定める業務の実績に関する評価（同条第4項に規定する評価を除く。）に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療又は事業の経営に関し識見を有する者
- (2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員会の会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉長寿局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年12月15日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第2条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則（平成27年12月15日条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第21号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則

平成28年3月31日

規則第44号

改正 平成30年3月30日規則第57号

令和5年3月31日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第2条 監事は、法第13条第4項の規定に基づき監査報告を作成し、及びその職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第4項第5号及び第6号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等、中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に従い適正に実施されているかどうかについての意見

(3) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。）が、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

(4) 利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）

及び決算報告書に関して必要な報告

(5) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(6) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(7) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(8) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は、この規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項の規定により規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法人の定款に規定する業務に関する事項

(2) 業務を委託する場合の基準

(3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の60日前までに、申請書に当該中期計画を添えて市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第6条 法第26条第2項第7号に規定する規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を超える債務負担

(4) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する



計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第7条 年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載するものとし、法第27条第1項前段の規定による届出は、届出書に当該年度計画を添えて市長に提出しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第8条 法第28条第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書の区分に応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

|                                               |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 | 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目 | (1) 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>ア 中期計画及び年度計画の実施状況<br>イ 当該事業年度における業務運営の状況<br>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値<br>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、(1)に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>ア 評定及び当該評定を付した理由<br>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策<br>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 |
| 2 中期目標の期間の終了時に見込                              | 中期計画に定めた項目          | (1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|                                                                                                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>まれる中期<br/>目標の期間<br/>における業<br/>務の実績及<br/>び当該実績<br/>について自<br/>ら評価を行<br/>った結果を<br/>明らかにす<br/>る報告書</p> |                             | <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、(1)に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>                                                                    |
| <p>3 中期目標<br/>の期間にお<br/>ける業務の<br/>実績及び当<br/>該実績につ<br/>いて自ら評<br/>価を行った<br/>結果を明ら<br/>かにする報<br/>告書</p>  | <p>中期計画<br/>に定めた<br/>項目</p> | <p>(1) 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、(1)に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p> |

(会計処理)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却

資産を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第11条 法第34条第2項に規定する事業報告書は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

- (1) 法人の名称、所在地、設立年月日、組織図、役員の状況その他法人に関する基礎的な情報
- (2) 病院の名称、所在地、理念、沿革、許可病床数、主な役割及び機能、診療科目、職員数その他病院に関する基礎的な情報
- (3) 財務諸表の概要
- (4) 業務の実績に関する説明
- (5) 内部統制に関する情報

(財務諸表等の閲覧期間)

第12条 法第34条第3項に規定する規則で定める期間は、5年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の次の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

- 2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残

余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにする書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金等の認可の申請）

第15条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金に係る認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えに係る認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）借入れ又は借換えを必要とする理由
- （2）借入金の額
- （3）借入先
- （4）借入金の利率
- （5）借入金の償還の方法及び期限
- （6）利息の支払の方法及び期限
- （7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第16条 法人は、法第44条第1項本文の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等をする場合にあっては、その適正な見積価額）
- （2）処分等の条件
- （3）処分等の方法
- （4）処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

（内部組織）

第17条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として市長が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を

経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

- 2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として市長が定めるものであつて再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第18条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、静岡市職員の退職管理に関する規則(平成28年静岡市人事委員会規則第1号)第22条各号に掲げる職に相当するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立後最初の中期計画に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の60日前までに」とあるのは、「法第25条第1項前段の規定による市長の指示を受けた後遅滞なく」とする。

附 則(平成30年3月30日規則第57号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第33号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務の実績等に関する評価に係る基本方針

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項各号の規定に基づく地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の業務の実績等に関する評価（以下「評価」という。）は、以下の基本方針に基づき実施する。

### 1 評価方針

（1）法第28条第1項各号の規定に基づく各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価する。

（2）法第28条第1項第2号の規定に基づく中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間の終了時に見込まれる当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価する。

（3）法第28条第1項第3号の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価する。

（4）評価は次の観点から行うこととする。

- ①中期計画の内容が実施され、中期目標が達成されること
- ②法人の業務運営が適正かつ効率的に行われていること
- ③法人の組織及び運営の状況が住民に明らかにされていること

### 2 評価方法

（1）年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている項目別及び全体について、業務の実績を評価する。

なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

#### ①項目別評価

法人が小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき市長は、当該事業年度における中期計画の実施状況を確認及び分析し、小項目ごとに評価する。

#### ②全体評価

市長は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価する。

改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第28条第6項に基づく必要な措置を講ずることを命ずることとする。

### (2) 中期目標期間見込評価

中期計画に記載されている項目別及び全体について、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を評価する。

なお、中期目標期間見込評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

#### ①項目別評価

法人が小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき市長は、当該中期目標期間中に行った年度評価も踏まえ、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を確認及び分析し、小項目ごとに評価する。

#### ②全体評価

市長は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的に評価する。

改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第28条第6項に基づく必要な措置を講ずることを命ずることとする。

### (3) 中期目標期間評価

中期計画に記載されている項目別及び全体について、業務の実績を評価する。

なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

#### ①項目別評価

法人が、小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、こ

れに基づき市長は、当該中期目標期間中に行った年度評価も踏まえ、中期目標の達成状況を確認及び分析し、小項目ごとに評価する。

## ②全体評価

市長は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的に評価する。

改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第28条第6項に基づく必要な措置を講ずることを命ずることとする。

## 3 評価の進め方

### (1) 法人からの報告書の提出

法人は、法第28条第2項の規定に基づき、各事業年度の終了後3月以内に、静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則第8の規定に基づき各報告書を作成し、市長に提出するとともに、公表するものとする。

### (2) 評価の実施

市長は、提出された報告書に基づいて確認及び分析を実施し、総合的な評価を行う。

市長は、評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の意見を聴くこととする。

なお、市長は評価に当たり、法人から意見又は説明を聴くことができるものとする。

### (3) 法人への意見申立て機会の付与

市長は、評価結果の決定に当たり、評価結果案について法人から意見の申し立てがあった場合は、その機会を法人に付与することとする。

## 4 評価結果の活用

評価委員会は、法第30条の規定に基づく市長の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討や、法第25条及び法第26条の規定に基づく市長の次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して意見を述べるときは、それまでに市長が行った評価結果を踏まえて意見を述べるものとする。



## 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の年度評価に係る実施要領

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項各号の規定に基づく地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、「地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務の実績等に関する評価に係る基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

### 1 項目別評価

当該年度の年度計画における「第2」から「第5」までの事項について、法人が小項目の実績及び実績に係る自己評価等を記載した報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成して市長に提出し、市長はこれに基づき小項目の評価を行う。

#### （1）法人による小項目自己評価

##### ①小項目自己評価

自己評価に使用する業務実績報告書は、できる限り具体的かつ定量的に記載するとともに、特色ある取組、法人運営や事業実施に当って工夫したこと、今後の課題などを積極的に記載することとし、自己評価にあたっては、次の評価基準により評価を行う。

#### 〔評価基準〕

「S」：当該法人の業績向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

「A」：年度計画における所期の目標をおおむね達成していると認められる。

「B」：年度計画における所期の目標を下回っており、必要に応じて、改善を求める。

「C」：年度計画における所期の目標を大幅に下回っている、又は業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

法人を取り巻く環境の変化等により、所期の計画の達成が困難な小項目については、「困難度」を「高」と設定することとする。なお、困難度「高」と設定した項目については、評価を一段階引き上げることができる。

##### ②細目自己評価

小項目自己評価を行うにあたり、その自己評価の理由をより明確にするため、必要に応じて、小項目の業務内容を細目に区分し、実施した取組、業務実績及び自己評価を記載する。

細目自己評価にあたっては、次の評価基準により評価を行う。

[評価基準]

|   | 目標値のある項目                              | 目標値のない項目        |
|---|---------------------------------------|-----------------|
| s | 計画の水準を上回る実績<br>(目標値に対し115%以上の実績)      | 計画の水準を上回っている    |
| a | 計画の水準を満たす実績<br>(目標値に対し95%以上115%未満の実績) | 計画の水準を満たしている    |
| b | 計画の水準を下回る実績<br>(目標値に対し75%以上95%未満の実績)  | 計画の水準を下回っている    |
| c | 計画の水準を大幅に下回る実績<br>(目標値に対して75%未満の実績)   | 計画の水準を大幅に下回っている |

法人の業務実績のうち、法人運営の中で、重点的に実施した取組や、特に重要な業務実績を「重点項目」と設定することとする。

## (2) 市長による小項目評価

市長は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、年度計画に定めた小項目ごとに、その実績に対する評価を行う。

評価にあたっては、目標値や前年度実績値と当該年度実績値との比較だけでなく、計画を達成するための取組等についても考慮し、総合的に評価することとする。

市長が、法人の自己評価と異なる評価をする場合は、その理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付することとする。

評価基準は1 (1) の評価基準と同様とする。

## 2 全体評価

市長は、項目別評価を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。

また、改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第28条第6項に基づき、法人に対し、必要な措置を講ずることを命ずることとする。

## 3 評価委員会からの意見聴取

市長は、前述の項目別評価、全体評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会の意見を聴くこととする。